

平成16年 4月 1日

規則第113号

(趣旨)

第1条 この規則は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)及び道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)の規定に基づくもののほか、自動車の臨時運行許可(以下「臨時運行の許可」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 臨時運行の許可を受けようとする者は、自動車臨時運行許可申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、当該自動車の自動車損害賠償責任保険証明書を添付の上、当該申請書を提出しなければならない。

2 既に登録(又は届出)されている自動車で検査の有効期限が経過後検査のために本申請をしようとするものは、前項の申請書とともに自動車検査証を提出しなければならない。

(許可)

第3条 市長は、前条の申請書を受理したときは、これを審査の上、虚偽があると認められる以外は、特にやむを得ない場合を除き、許可の有効期間を5日以内に限って臨時運行の許可をしなければならない。

2 市長は、臨時運行を許可し、臨時運行許可証(様式第2号。以下「許可証」という。)を交付し、臨時運行許可番号標(以下「許可番号標」という。)を貸与したときは、臨時運行管理簿(様式第3号)に記録しなければならない。

(許可番号標等の返納)

第4条 臨時運行の許可を受けた者(以下「許可者」という。)は、その許可期限が満了したときは、直ちに許可証とともに許可番号標を返納しなければならない。

(許可番号標の紛失)

第5条 許可者が許可番号標を紛失したときは、速やかに所轄警察署へ届出を行い、市長に対して紛失届及び始末書2部を提出しなければならない。

2 許可者が許可番号標を損傷し、又は紛失したときは、その実費を弁償しなければならない。

(許可の取消し)

第6条 市長は、許可者が許可の範囲を逸脱して不正使用したとき、又は紛失したときは、直ちに許可を取り消すものとする。

(臨時運行許可手数料)

第7条 臨時運行許可手数料については、四国中央市手数料条例(平成16年四国中央市条例第54号)の定めるところによる。

(臨時運行許可手続の事務)

第8条 臨時運行許可手続の事務については、四国中央市庁、川之江窓口センター、土居窓口センター及び新宮窓口センターで行うものとする。

(平20規則12・平31規則8・一部改正)

(文書の保存)

第9条 自動車臨時運行許可関係書類は、次に定める期間保存しなければならない。

(1) 自動車臨時運行許可申請書 3年

(2) 自動車臨時運行許可証 3年

(3) 自動車臨時運行管理簿 3年

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の川之江市自動車臨時運行許可取扱規則(昭和42年川之江市規則第9号)、伊予三島市自動車臨時運行許可取扱規則(昭和44年伊予三島市規則第8号)又は土居町自動車臨時運行許可取扱規則(昭和45年土居町規則第14号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年3月31日規則第12号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日規則第8号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年9月29日規則第18号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際、旧様式で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができ